松福高第１２０５号
令和８年１０月１３日

介護サービス事業所等　管理者　各位

松本市長　臥雲　義尚
（公印省略）

介護サービス事業所等における事故報告について

日頃から、松本市の高齢福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申しあげます。
令和８年度前半に松本市に提出された事故報告書について、皆様に情報共有し、お願いしたい点がありますので、「介護サービス事業所等における事故について」としてまとめました。事故の防止、対応等に役立てていただければと思います。

記

１　送付書類
⑴ 令和８年度前期介護サービス事業所等における事故について
⑵ 事故報告様式

２　事故報告書送付先アドレス（松本市高齢福祉課介護給付担当）
shitei-kaigo@city.matsumoto.lg.jp

３　事故報告について（松本市公式ホームページ）
https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kourei/1800.html

４　報告方法
⑴　電子データをメール等により送付してください。
メールの場合は、PDF に変換せずに Excel にて送付してください。
メール件名及びファイル名には、事故報告書【事業所名】と記載ください。
当面は、郵送及び窓口についても受付けます。FAX についてはご遠慮ください。
⑵　事業者はその責任において個人情報の保護に必要な対策を講じてください。
⑶　報告書は、やむを得ず報告期限を過ぎた場合でも受付けます。遅延した理由を事故報告書9その他に記入してください。
なお、死亡事故や過失による事故等重大事故の場合は、所要の処置（救急車の出動要請、医師への連絡及び家族等への連絡等）が終了した後、出来る限り速やかに、お電話にてご一報ください。報告期限厳守とします。
⑷　数字や日付の入力にあたっては、西暦にてスペースなしの半角入力でお願いします。
自動入力にて集計する都合上、☑を■にする、シートを増やす、枠や文字を大きくする等の変更は、できる限りご遠慮ください。

５　その他

⑴　事故報告書は、公文書公開制度の対象文書になります。請求があれば、いただいた報告書が公開されますので、ご了承ください。

⑵　国による「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」に基づき、国に報告を行うこともありますので、ご了承ください。

また、国による事故報告の改定が令和８年度末に予定されています。通知が発出され次第、ご連絡します。

〒390-8620 松本市丸の内３番７号
松本市健康福祉部高齢福祉課介護給付担当
（課長）金井　真澄
（担当）三井・山本
電話：0263-34-3213（直通）
Mail：shitei-kaigo@city.matsumoto.lg.jp